飯塚市市営住宅条例(平成18年飯塚市条例第207号)第4条の規定により、令和7年 度第3回市営住宅空き家入居者募集を別紙「令和7年度第3回市営住宅空き家入居申 込み案内書」のとおり実施する。

令和7年10月28日

飯塚市長 武 井 政 一

令和7年度

第3回

市営住宅 空き家 入居申込み案内書

申込み期間

令和7年11月 4日(火)午前8時30分 から

令和7年11月10日(月)午後5時15分 まで

注 意

※募集要領は必ずご確認下さい。

この募集は、空き家住宅の申込みを受け付けるものであり、<u>公開抽選</u> により入居者を決定します。

※ 申込み受付の際、お尋ねすることがありますので、必ず<u>申込み者本人</u> または同居予定者の方が来庁して下さい。

(上記以外の方が提出される場合は委任状が必要です。)

目次(ページ)

1	募集する住宅	(1ページ)
2	申込みから入居までの順序	(1ページ)
3	申込み方法	(2ページ)
4	入居申込み資格	(2~4ページ)
5	申込みにあたっての注意事項	(5ページ)
6	多回数落選優遇措置について	(5ページ)
7	入居資格本審査に必要な書類	(6~7ページ)
8	申込書の記入例	(8~9ページ)
9	入居収入基準額の計算方法	(10~13ページ)
10	住宅使用料算出方法	(14ページ)

飯塚市役所 住宅課 管理係

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号 TEL 0948-22-5500 内線1521~1523 FAX 0948-22-6271

1. 募集する住宅

別紙「飯塚市市営住宅空き家住宅一覧表」のとおり

入居申込み者は、別紙「空き家住宅一覧表」の①公営住宅と②改良住宅とをあわせた中から **1部屋だけ**申し込むことができます。なお、①・②については収入の条件が異なりますのでご 注意ください。申し込み先の部屋番号については別紙「一覧表」中の「棟-号」の欄に書いて あるとおりです。

2. 申込みから入居までの順序

申込み受付

書類仮審査

◆受付期間 令和7年11月 4日(火)~令和7年11月10日(月)

(午前8時30分 から 午後5時15分まで)

※土日・祝祭日等の閉庁日は除く

◆受付場所 飯塚市役所 本庁住宅課 及び

穂波・筑穂・庄内・頴田支所の経済建設課

※ 入居申込書のみ提出

※ 書類仮審査の結果、無資格者は失格となります。

◆日時 令和7年11月18日(火) 午前10時

◆場所 飯塚市役所 本庁舎 6階 教育委員会会議室

※ この抽選によって、入居予定者及び入居補欠者を決定します。

公開抽選会



警察照会



当選通知



入居資格本審査 (実 態 調 査)



下 見 等



入居説明会 (住民票異動とカギ渡し) ◆入居予定者及び入居補欠者になられた方(18歳以上対象)について 暴力団員ではないか警察へ照会します。(照会期間には、3週間程度)

※ 照会結果で暴力団員でないと確認できたら、当選通知を発送します。

◆入居予定者の方は、指定した日時までに必要な書類を持参して いただきます。

(収入基準、同居親族、住宅の困窮等入居基準に該当しない 方は、失格となります。)

※ 入居補欠者の方については、入居予定者の入居辞退等により、 あっせんが可能になれば個別に連絡をします。

合格(当選)

◆下見後、入居希望される場合、諸手続きを行っていただきます。

下見の日程は、12月下旬

- 請書の提出
- ・下見後の修繕には、期間を長期に要することもあります。
- ※ 諸手続きを完了された方に対して、入居を許可し、入居に関する 説明をします。
- ◆入居説明会当日は、住民票の異動手続きと**敷金(家賃の3ヶ月分)** と**当月分の日割家賃**を納入していただきます。

入居可能日は、12月下旬~1月末まで

3. 申し込み方法

飯塚市市営住宅入居申込書のみ提出してください。

※公開抽選会で入居予定者になった方は、後日必要書類を提出していただきます。

4. 入居申込み資格

市営住宅の入居を希望される方は。次の(1)~(9)の条件すべてを満たしていなければ申し込むことはできません。

なお、年齢に関しては、令和7年12月1日を基準とします。

(1) **入居名義人は、飯塚市内に住所又は勤務場所を有する方** ただし、外国人の方は、市内に住所を有する方に限ります。

(2) 入居名義人は、現に同居又は同居しようとする親族がある方

- ◆令和5年8月の募集から、飯塚市市営住宅の募集においても、福岡県パートナーシップ 宣誓制度を適用します。入居名義人と同居又は同居しようとする人がパートナーシップ 関係にある方は、福岡県知事がパートナーシップ宣誓したことを証明した書類「福岡県 パートナーシップ宣誓書受領証」を、入居資格本審査までに確認できる方に限ります。
- ◆夫婦の別居、父母の別居など、不自然に世帯を分離した申込みや、他に扶養すべき人 のいる親族との同居等、特に同居する理由のない親族との申し込みは出来ません。
- ◆離婚予定の方は、原則として入居資格本審査までに離婚を証明する戸籍謄本か離婚届 受理証明書が提出されないときは失格となります。
- ◆内縁関係にある方(住民票で確認できる場合のみ)も申込できます。この場合住民票の 続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と記載する届出を入居資格本審査までに完了してい る方に限ります。
- ◆申込書に記入したとおりの世帯構成で入居していただきます。申込書の記載と異なる世帯構成で入居する場合は失格となります。(ただし、出生・死亡を除きます)
- ◆申込者本人は、入居決定後「住宅名義人」となります。申込みから入居決定までの間に、 名義の変更は出来ません。
- ◆婚約段階での申込みは、入居資格本審査までに婚姻届を出すことができる方に限ります。

単身での申込について

次の ア)から ク)のいずれかに該当する場合は、単身者でも申込みができます。 ただし、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けること が困難であると認められる方は申込みができません。(「自活状況申立書」の提出) なお、申込みできる住宅は、「空き家住宅一覧」に<u>単身の欄に可と記載されている住宅だけ</u>にな ります。

- ア) 60歳以上の方
- イ)障がい者基本法第2条に規定する障がい者で、次の①~③のいずれかに該当する方 ①身体障がい者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級~4級までの方
 - ②精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級の障がい者
 - ③療育手帳の交付を受けている方で入居後に常時相談対応等の居住支援体制ができる方(居住支援体制について関係機関からの証明が必要となります。)
- ウ)戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給 法の別表第1号表/2の特別項症から第6項症まで、又は同法の別表第1号表/3の第1 款症の方
- エ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の第11条第1項の規定による厚生労働 大臣の認定を受けている方
- オ) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

- カ) 海外からの引揚者で本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない方
- キ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律第2条に規定する ハンセン病療養所入所者等
- ク) 配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者で、以下のいずれかに該当する方
 - ・第3条第3項第3号による一時保護または第5条の規定による保護が終了した日から 5年を経過していない方
 - ・第10条第1項により裁判所がした命令の申し立てを行なったものでその命令の効力 を生じた日から起算して5年を経過していない方

(3) 入居収入基準に合う方

申込みの日において、同居しようとする親族(婚約者、未届関係、福岡県パートナーシップ宣誓書受領証の受領者を含む)の所得を合算し、**諸控除後の入居収入基準額が次の金額であること。**

※ 10~12ページの「入居収入基準額の計算方法」を参照してください。

	入居収入	人基準額
	一般世帯の場合	高齢者・障がい者世帯等の場合 (裁量階層世帯)
公営住宅	(月額)158,000円以下	(月額)214,000円以下
改良住宅	(月額)114,000円以下	(月額)139,000円以下

- ※ 裁量階層世帯とは、次の a ~ f のいずれかに該当される世帯です。
- a 60歳以上の方
 - 同居しようとする親族がある場合は、満60歳以上の方及び満18歳未満の方である世帯。
- b 入居者又は同居者が障がい者基本法第2条に規定する障がい者であり、次のア〜ウのいずれかに該当する世帯
 - ア) 身体障がい者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級~4級までの方
 - イ)精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する 1級又は2級の精神障がい者
 - ウ) イに規定する精神障がいの程度に相当すると認められる療育手帳の交付を受け ている方
- c 入居者又は同居者が戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその 障がいの程度が恩給法の別表第1号表/2の特別項症から第6項症まで、又は同法 の別表第1号表/3の第1款症の方
- d 入居者又は同居者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の第11条第1項 の規定による厚生労働大臣から認定された方のいる世帯
- e 入居者又は同居者が海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を 経過していない方のいる世帯
- f 同居者に中学校就学の終期に達するまでの者がある世帯 (平成22年4月2日以降に生まれた者)

(4) 市町村税(市町村民税・軽自動車税・固定資産税)を滞納していないこと。

入居名義人及び同居する予定の親族に市町村税の未納がある場合は、申込みできません。

(5) 現在、住宅に困っている方

原則として、<u>持家のある方</u>及び<u>公営住宅(県営、市営、町営等)の入居名義人は、</u>申込みできません。

- (6) <u>犬・猫等のペット類を飼育しない方</u>及び共同生活を円満にできる方 入居時にペット類を飼育しない旨の、誓約書を提出していただきます。
- (7) 過去において

過去において市営住宅に入居していた方については、不正な使用などをしたことがないこと。 (無断退去、住宅使用料滞納など)

(8) 入居の際には、<u>請書の提出が必要になります。</u> (単身の方については身元引受人の署名、捺印が原則必要です。) ※飯塚市市営住宅条例の一部改正に伴い、令和2年4月1日より 連帯保証人は不要となりました。

◆身元引受人について

身元引受人は連帯保証人と違い、連帯債務を負うことはありませんが、緊急時に 連絡をさせていただく場合があるため、原則親族の方でお願いいたします。

(9) 入居しようとする方全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第6号に規定する暴力団員でないこと。

◎ 特定目的住宅の申込み資格

特定目的住宅については、2~4ページの申込み資格のすべてに該当し、かつ、下記の条件に該当される方のみ申込みができます。

※ 単身では、申込みできません。

申込み者が配偶者のない者であり、現に20歳未満の児童を扶養している世帯(児童扶養手当証書または戸籍謄本の写しを添付)

ひとり親向住宅

申込み者が60歳以上であり、同居親族が次のアからエのいずれかに該当する者のみで構成される世帯

- ア 配偶者(福岡県パートナーシップ宣誓書受領証の受領者を含む)
- イ 18歳未満の方
- ウ 重度または中度の身体障がい者もしくは知的障がい者等の障がい を有する方
- エ 60歳以上の方

高齢者向住宅

申込み者または同居親族が次のアからウのいずれかに該当される世帯 (なお、同居親族については福岡県パートナーシップ宣誓書受領証の 受領者を含む)

- ア 戦傷病手帳の交付を受けており、恩給法別表第1号表/3の第1款 症以上の障がいのある方
- イ 身体障がい者手帳の交付を受けており、障がいの程度が4級以上 の方
- ウ 児童相談所の長、知的障がい者更生相談所の長もしくは、精神 保健センターの長より重度または中度の知的障がい者と判定された 方及び知的障がい者以外の方で同程度の障がいを有していると 判定された方

障がい者向住宅

上記、身障向住宅の条件に該当し、かつ、申し込まれる世帯のなかに 身体に障がい等があり常時車いすを使用しなければならない方がいる方



身障向住宅 (車いす住宅)

5. 申込みにあたっての注意事項

- (1)「飯塚市市営住宅入居申込書」を、市役所 本庁住宅課及び穂波・筑穂・庄内・ 頴田支所の経済建設課に申込んでください。
 - **※** 書類仮審査の結果、**入居申込み資格の無い場合は**、申込みを受け付けることができません。
- (2) 申込み受付の際、現状をお尋ねすることがありますので、必ず申込み者本人又は同居 予定者の方がお越しください。(上記以外の方が提出される場合は、委任状が必要です。)
- (3) 「入居申込書」は、絶対に曲げたり、折ったりしないでください。
- (4) 必要書類は、かい書ではっきり書いてください。
- (5) 入居申込者は、世帯主(生計の中心者)とします。
- (6) 必ず連絡が取れる連絡先(電話番号)を記入してください。
- (7) 「現住所付近図」は、実態調査をするために必要なため、目標となる物(バス停など)を 詳しく記入してください。
- (8) 申込み内容等に事実と相違がある場合、失格となりますので特に注意してください。

6. 多回数落選優遇措置について

公開抽選に一定回数申込み、落選した方(斡旋の有効期限内に斡旋されなかった方。以下同じ。) については、通常は1個の抽選玉であるところを所定の数の抽選玉を増やして抽選を行うこととします。

(1) 優遇対象者

令和2年度第3回(令和2年11月募集分)からの定期募集における公開抽選に4回以上落選した方が対象となります。ただし、市営・県営住宅等の公営住宅に居住する住宅名義人である方を除きます。

(2) 落選回数の確認方法

飯塚市役所住宅課が発行する『市営住宅申込状況確認カード』に定期募集へ申込みの度に 押印する受付印の数で確認する。

(3) 優遇内容

定期募集に申込み、落選した回数に応じて抽選玉数を与える。

(対象期間: 令和2年11月から)

過去(対象期間)		抽選玉数	
の落選回数	通常玉数	優遇玉数	合計玉数
1∼3□	1	0	1
4∼ 7□	1	1	2
8~120	1	2	3
130~	1	3 ※	4

※付与される優遇玉数は、3個を上限としますので、13回以降落選を重ねた方についても 抽選玉数の合計は4個となります。

(4) 注意

- ① 「市営住宅申込状況確認カード」を紛失されても再発行しません。
- ② 書類審査等で失格、辞退した方のそれまでの落選回数は無効となります。
- ③ 優遇対象時に特定目的住宅への入居資格を満たしていれば、一般向け住宅同様に 優遇玉を付与します。ただし、落選回数には加算しません。
- ④ 最後の申込みをいただいた公開抽選以後、5年間一度も公開抽選に申込みをいただかなかった場合、これまで付与されていた優遇玉数は、無効(0個)となります。

7. 入居資格本審査に必要な書類

公開抽選会の結果当選された方には、警察照会後当選通知を発送します。

その後、入居資格本審査を行いますので、下記の必要書類を期限内(通知書に記載)に住宅課に提出してください。

なお、本審査の際、「収入基準等の入居基準に該当しない場合」又は「提出期限までに必要書類を 提出されない場合」は、失格となり、次の順位の方にあっせんをしますのでご注意ください。

	`			· · ·
(1)		『世帯員全員の住民票(続柄の記載 ⇒本庁市民課、各支所市民窓口課	のあるもの)』	
	×	<u>婚約者と申込む場合には、相手方(世帯員会</u>	全 <u>員)の分も必要です。</u>	
(2)	(移	『給与証明書(別紙) (給与所得者 務先の事業所で、 <mark>令和6年12月から令和74</mark> 说金、社会保険料及び賞与等を含んだ全支払 2人(2ヶ所)以上の収入がある場合にも、同	<u>車11月まで</u> の給与額の証明 い額)をしてもらうこと。	基常では、
(3)	□ <u>令</u>	『事業申告書 (事業所得者の方)』 和6年12月から令和7年11月までの事業所		定にに入
(4)	□ 毎:	『年金(振込、改定)通知書のハガキ 年6月(年金額に変更があった場合は当該時		使れ
(5)	•	『就職証明書』 込み時点において、 <u>就職先の勤務月数が3か</u> 職年月日及び給与の見込み月額・年収額を勤		す。 。収 入
(6)	□ 現	『退職証明書又は離職票、雇用保険 在、失業中の方	受給証の写し』	
(7)	令 入 ※	『所得証明書(令和6年度)』 和6年1月1日現在の居住地が飯塚市以外の 和6年1月1日現在の居住地で市町村長の発行 居する方全員分が必要(18歳以下の未就労 年金受給者、専業主婦の方等就労していな 「源泉徴収票」は代用できません。	ー 行するもの 者は除く)	使家賃
(8)	令 入 ※	『所得証明書(令和7年度)』 和7年1月1日現在の居住地が飯塚市以外の 和7年1月1日現在の居住地で市町村長の発行 居する方全員分が必要(18歳以下の未就労 年金受給者、専業主婦の方等就労していな 「源泉徴収票」は代用できません。	ー テするもの 者は除く)	ま算 す定 に
(9)	入 ※	『滞納のない証明書』 和7年1月1日現在の居住地での市町村長の発 居する方全員分が必要(18歳以下の未就労 窓口で『市営住宅入居用』とお伝えください 市町村税(市町村民税・軽自動車税・固定資	者は除く)	
(10)		『生活保護受給証明書』 (11 福祉事務所又は生活支援課で証明発行でき		
(12)		その他市が必要と認める書類 戸籍謄本 児童扶養手当証書 ひとり親家庭等医療証 福岡県パートナーシップ宣誓書受領証	□ 申込確認カード □ 身体障がい者手帳 □ その他()

◆申込者及び同居親族(婚約者・未届関係・福岡県パートナーシップ宣誓書受領証の受領者を含む)は、次の表に該当する書類を提出してください。(18歳以下の未就労者は除く)

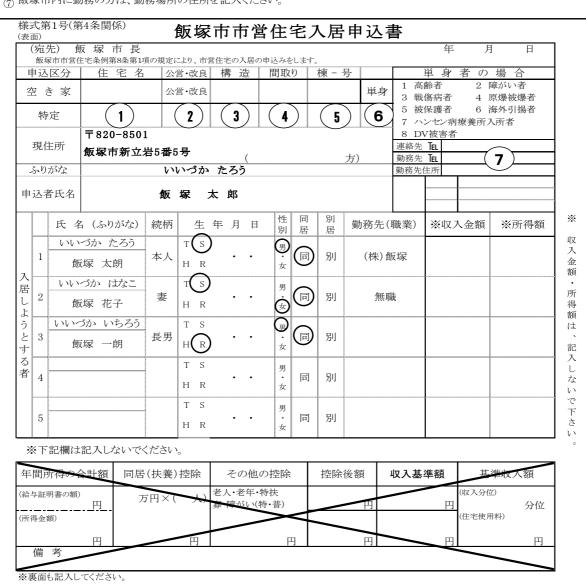
区分	就労の状況及び対象者	必要な書類
	○ 現在の勤務先に申込日の1年 以前から引き続き就労している とき。	● 市町村長が発行する「所得証明書」● 別紙の給与証明書に勤務先から令和6年12月から令和7年11月までの「給与証明」
給与所得	○ 現在の勤務先に申込日の1年 前以降から引き続き就労してい るとき。	● 市町村長が発行する「所得証明書」● 別紙の給与証明書に勤務先から勤務した 翌月から申込月(令和7年11月)までの「給 与証明」
者	○ 現在の勤務先に引き続き就労 し、その就労時期が申込日に おいて3ヶ月以内であるとき。	市町村長が発行する「所得証明書」「就職証明書」
事業	○ 申込日の1年前以前から引き続き事業をしているとき。	● 市町村長が発行する「所得証明書」●「事業申告書」に令和6年12月から令和7年 11月までの所得額を申告
所得者	○ 申込日の1年前以降から引き続き事業をしているとき。	● 市町村長が発行する「所得証明書」●「事業申告書」に事業開始日から申込月(令和7年11月)までの所得額を申告
	○ 恩給、年金を受けている方	● 市町村長が発行する「所得証明書」
	(年金受給者)	● 年金支払団体発行の「源泉徴収票」又は 「年金支払通知書」のハガキ
	○ 現在、失業中の方	● 市町村長が発行する「所得証明書」
その	○ 現在は無職だが、直近1年間に 所得のある方	●「退職証明書」又は「離職票・雇用保険受給 証の写し」
他	○ 現在、生活保護を受けている方	■ 福祉事務所又は生活支援課が発行する 「生活保護受給証明書」
	○ 福岡県パートナーシップ宣誓書 受領証を受領されている方	● 福岡県が発行する「福岡県パートナーシップ宣誓書受領証」の写し

[※] その他、上記の表に記載していない書類を提出していただく場合がありますので、 事前にご相談ください。

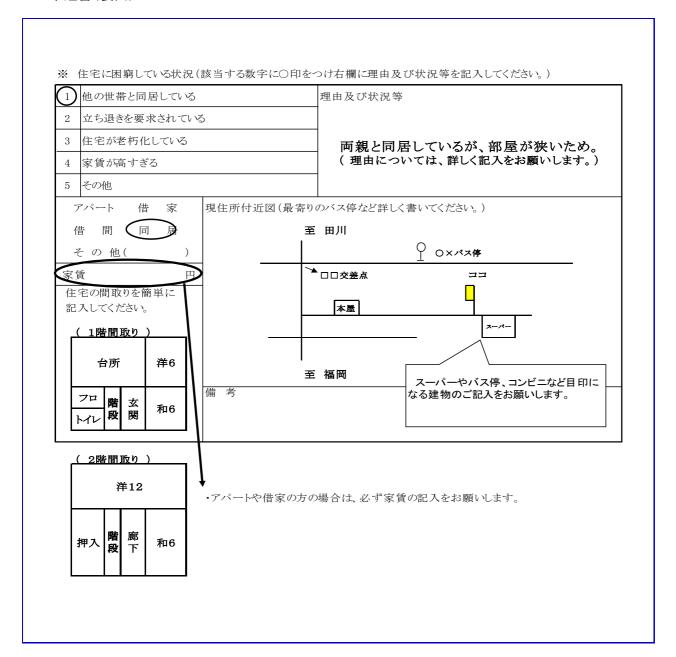
8. 申込書の記入例

※ 代理申請をされる方は、委任状が必要です。

- ★ 空き家 欄に選んだ部屋の記入をお願いします。
- ①「住宅名」欄に選んだ「団地名」を記入ください。
- ②「区分」欄に表の①または③から選んだ場合は、「公営」を。②を選んだ場合は、「改良」を○囲みをお願いします。
- ③「構造」欄に、「2階建て、平屋、中層、」等を記入ください。
- 4、5「間取り」欄に「 ΔDK 」を。「目的」欄に希望する部屋の「棟数 号数」を記入ください。
- ⑥ 単身者の方は、「単身」に○囲みを。また、その条件を1~8の中から選び○囲みをお願いします。
- ⑦ 飯塚市内に勤務の方は、勤務場所の住所を記入ください。



申込書(裏面)



9. 入居収入基準額の計算方法

(1) 年間総所得額の計算

生活保護の各種扶助費、雇用保険金、法律により非課税とされている年金及び遺族年金、仕送りなどの非課税所得については所得とみなしません。

①給与所得者の場合

入居申込書の裏面の給与証明の1ヵ年合計が[年間総収入金額 (A1)]となります。 その後、下記の計算方法により所得控除を行った後の金額が[年間総所得 (B1)]に なります。

[参考] 総収入金額から総所得額の計算方法

年間総収入金額(A1)



- ① 0円~1,627,999円は 右記のとおり。
- ② 1,628,000円~ 6,599,999円は
 - (a) 年間総収入金額÷4,000で算出した金額の小数点以下を切り捨てる。
 - (b) (a)の金額に 4,000を掛ける。
 - (c) (b)を右の式に あてはめる。

年間総収入金額	計算方法
551,000円未満	0円
551,000円~	(総収入金額)-
1,618,999円	550,000円
1,619,000円~	
1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円~	
1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円~	
1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円~	
1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円~	(端数整理後の額)
1,799,999円	×0.6+100,000円
1,800,000円~	(端数整理後の額)
3,599,999円	×0.7-80,000円
3,600,000円~	(端数整理後の額)
6,599,999円	$\times 0.8 - 440,000$ 円

※ 給与所得者が2人以上いる場合は、別々に計算後年間総所得金額を合計し[世帯の合計所得金額]を出してください。



年間総所得金額(B1)

※ 就職後、1ヵ年に満たない場合の[年間総収入金額(A1)]は、下記の計算となります。

年間換算額= 就職月の翌月から申込み前月までの総収入 × 12ヶ月 就職月の翌月から申込み前月までの月数

②事業所得者の場合

事業申告書の総所得額が[年間総所得金額(B2)]となります。

年間総所得額(B2)

- ※ 事業所得者が2人以上いる場合は、総所得額を合計して [世帯の合計所得金額] を出してください。
- ※ 事業開始後、1ヵ年に満たない場合の[年間総所得金額(B2)]は、下記の計算を してください。

年間見込所得額= 事業開始月の翌月から申込み前月までの総所得 事業開始月の翌月から申込み前月までの月数 × 12ヶ月

③年金受給者の場合

年金等受給者の方については、下記の計算方法によって年間総所得額を出してください。

受給者 の年齢	毎年6月中に送られてくる 年金振込通知書の金額	割合	控除額
	130万円未満	100%	60万円
65歳	130万円以上~410万円未満	75%	27万5千円
未満	410万円以上~770万円未満	85%	68万5千円
	770万円以上	95%	145万5千円
	330万円未満	100%	110万円
65歳 以上	330万円以上~410万円未満	75%	27万5千円
	410万円以上~770万円未満	85%	68万5千円
	770万円以上	95%	145万5千円



年間総所得金額(B3)

◆ 申込み世帯の年間総所得額[(B1)+(B2)+(B3)]



年間総所得金額(B)

(2) 控除金額の計算

下記の表により、計算してください。

	控除の種類	対象者	控除額		
1	給与所得者 等控除	申込者及び同居親族で給与所得または 公的年金等に係る雑所得がある人	10万円 ※10万円を限度にその人 の所得額分を控除		
2	配偶者及び 扶養親族	配偶者及び所得税の控除を受けている親族(③を除く)	007777		
3	同居親族	申込者を除く同居親族で②に該当しない 人(婚約者・内縁関係・福岡県パートナー シップ宣誓書受領証の受領者を含む)	38万円×()人		
4	老人控除対象 配偶者	控除対象配偶者のうち70歳以上で所得金 額が48万円 以下の人	10万円×()人		
(5)	老人扶養親族	扶養親族のうち70歳以上で所得金額が48 万円以下の人			
6	特定扶養親族	扶養親族のうち満16歳以上満23歳未満で 所得金額が48万円以下の人	25万円×()人		
		身体障がい 1級・2級			
	申込者、配偶 者、扶養親族				
7	及び同居親族 の中で障がい	知的障がい A·A1·A2			
	のある人	上記以外の障がいのある人	27万円×()人		
8	ひとり親控除	所得のある人のうちひとり親である人	35万円 ※35万円を限度にその人 の所得額分を控除		
9	寡 婦	所得のある人で⑧に該当せず寡婦で ある人	27万円 ※27万円を限度にその人 の所得額分を控除		

控 除 金 額(C)

入居収入基準額

 年間総所得金額(B)
 控除金額(C)

 ・12ヶ月=

◆入居収入基準額が下記に該当すれば申込みができます。

	入居収入	人基準額
	一般世帯の場合	高齢者・障がい者世帯等の 場合(裁量階層世帯)
公営住宅	(月額)158,000円以下	(月額)214,000円以下
改良住宅	(月額)114,000円以下	(月額)139,000円以下

〈参考〉

給与所得者が1人の場合の年間総収入金額からの早見表

収入基	一 同居親族 準額	0人	1人	2人	3人	4人
	158,000円以下	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999
公営	130,000 15%	円	円	円	円	円
営	214,000円以下	3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999
	214,000円以下	円	円	円	円	円
	114 000 M N 天	2,211,999	2,755,999	3,299,999	3,811,999	4,287,999
改 良	114,000円以下	円	円	円	円	円
	139,000円以下	2,643,999	3,183,999	3,711,999	4,187,999	4,663,999
	139,000円以下	円	円	円	円	円

※ 所得のある方が2人以上いる場合 又は その他の控除(前ページ記載)がある場合は 適用できません。

〈年間総所得額の計算例〉

- ◇ 給与所得者の場合(年間総収入が3,674,000円の方)
 - 10ページの計算方法より、

3,674,000円 ÷ 4,000 = 918.5円 → 小数点以下切り捨て 918円

918円 × 4,000 = 3,672,000円

3,672,000円 \times 0.8 - 440,000円 = 2,497,600円

- ◇ 年金等受給者の場合(67歳で年間総収入が2,700,000円の方)
 - 11ページの計算方法により、

2,700,000円 × 100% - 1,100,000円 = 1,600,000円

10. 住宅使用料算出方法

住宅使用料は、入居される世帯の収入や住宅の広さ、築年数、立地状況等により、 毎年決定されます。(応能応益制度)

したがって、入居予定者の方には、入居手続き時に収入申告書を提出していただき、 住宅使用料を決定します。(入居後は、毎年1回提出する必要があります。)

また、敷金は、決定された住宅使用料の3ヶ月分をお支払していただきます。

(1) 住宅使用料算出計算式

住宅使用料は下記の計算式により算出します。

(住宅使用料) = (家賃算定基礎額) × (市町村立地係数) × (規模係数)

×(経過年数係数)×(利便性係数)

家賃算定基礎額 : 入居者世帯の収入基準額に応じて設定

市町村立地係数: 住宅の立地する市町村毎に定められる数値(飯塚市=0.75)

規模係数: 住宅の住戸専用面積を65㎡で割った数値

経過年数係数:建設時からの経過年数に応じて設定する数値

利便性係数: 住宅の立地条件や設備状況により定める数値

(2) 住宅使用料算出表 [久世ヶ浦住宅1棟(令和7年度分)]

(平成13年11月管理開始·住戸専用面積 73.6㎡(3DK)·高層耐火構造·

浴槽・水洗トイレ・給湯器・シャワー有り)

収入基準額	家賃算定 基礎額	市町村立 地係数	規模 係数	経過年 数係数	利便性 係数	住宅使用料
0円 ∼104,000円	34,400円					25,400円
104,001円 ~123,000円	39,700円					29,300円
123,001円 ~139,000円	45,400円	0.75	1 1000	0.9064	0.960	33,500円
139,001円 ~158,000円	51,200円 0.75 1.1323		0.9004	0.300	37,800円	
158,001円 ~186,000円	58,500円					43,200円
186,001円 ~214,000円	67,500円					49,800円

※ なお、入居後、収入申告書の提出により、収入基準額を超えた場合には、 住宅の明渡しの努力義務が発生します。

飯塚市市営住宅 空き家住宅一覧表 (令和7年度 第3回 11月分)

- 1. 風呂釜・浴槽・給湯器・シャワーの設置状況の欄は、住宅内に設置してある設備を記載しています。
- 2. 平屋・2階建住宅は、くみ取り式トイレになっており、浴槽・風呂釜は持ち込みになります。
- 3. 高層・中層・低層住宅は、水洗トイレ・風呂が完備されています。また、家賃のほかに共益費が必要です。

(共益費とは、外灯・階段灯・集会所の電気代及び浄化槽代などに要する費用です。)

- ※ 申し込まれる際は、住宅周辺の現地確認をお願いします。部屋(住宅内部)の下見については、 申し込み段階ではできません。当選者のみ、必要書類提出後になります。
- ① 公営住宅 (入居収入基準額が0円~158,000円[裁量214,000円 迄]の方)

住宅名	構造	間取り	単身	棟-号	管理 開始 年度	床面積 (㎡)	令和7年度 住宅使用料(円)	風呂釜	浴槽	給湯器	シャワー	1	エアコン専用コンセント	有料駐車場	備考	所在地
久世ヶ浦	高層	3DK	-	2-212	H16	73.60	25,700~50,500	0	0	0	0	0	0	0	1階	川島205番地1
久世ゲ佣	高層	3DK	1	2-247	H16	73.60	25,700~50,500	0	0	0	0	0	0	0	4階	川島205番地1
菰田	中層	2DK	可	1-125	Н7	52.90	17,400~34,100	0	0	×	×	×	×	0	2階	菰田136番地1
孤田	中層	3DK	可	1-142	Н7	62.30	20,500~40,200	0	0	×	×	×	×	0	4階	菰田136番地1
新弁分	中層	2DK	可	A-30	H15	54.60	18,600~36,500	0	0	0	0	0	0	0	4階	小正38番地
利开刀	中層	2DK	可	C-81	H19	53.10	18,400~36,100	0	0	0	0	0	0	0	1階	弁分200番地1
	中層	2LDK	1	1-401	H18	63.40	21,100~41,400	0	0	0	0	0	0	0	4階	大分1487番地1
長楽寺団地	中層	3LDK	1	1-405	H18	71.70	23,800~46,800	0	0	0	0	0	0	0	4階	大分1487番地1
	中層	2LDK	-	3-318	H30	63.24	22,200~43,500	0	0	0	0	0	0	0	1階	大分1487番地7
大坪	中層	3DK	-	2-211	H19	71.60	23,500~46,100	0	0	0	0	0	0	0	1階	綱分1407番地4

② 改良住宅 (入居収入基準額が0円~114,000円[裁量139,000円迄]の方)

住宅名	構造	間取り	単身	棟-号	管理 開始 年度	床面積 (㎡)	令和7年度 住宅使用料(円)	風呂釜	浴槽	給湯器	シャワー	エレベーター	エアコン専用コンセント	有料駐車場	備考	所在地
新二瀬	中層	3DK	可	9-911	S61	57.50	17,200~22,700	0	0	×	×	×	×	×	1階	相田67番地2
幸袋池田	中層	3DK	可	1-133	S62	61.00	18,900~24,900	0	0	×	×	×	×	×	3階	幸袋540番地27
黒萩	中層	2DK	可	2-221	H16	58.50	19,500~25,700	0	0	0	0	0	0	0	2階	花瀬236番地5

③ 特定目的住宅 (入居収入基準額が0円~158,000円[裁量214,000円迄]の方) ※単身では申込ができません。

住宅名	構造	間取り	単身	棟-号	管理 開度	床面積 (㎡)	令和7年度 住宅使用料(円)	風呂釜	浴槽	給湯器	シャワー	エレベーター	エアコン専用有料駐車場	備考	所在地
明星寺 (障がい)	中層	3DK	-	1-113	S58	57.90	16,200~31,800	0	0	×	×	×	\times \times	1階	明星寺25番地2